

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局(須藤都市計画課長)】 では、おいでになっていない委員の方がおいでになりますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第 1 8 3 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、17名の委員の方、ご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

では、お手元に「第 1 8 3 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしております。配付資料の確認をさせていただきます。

初めに「議案一覧表」、次に薄茶色の表紙の冊子で、「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の冊子で、「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

最後にクリーム色の表紙の冊子で、「議案・資料」別冊「意見書の要旨」。

本日お配りいたしました資料は、以上でございます。

それでは鹿島会長、よろしくお願いいたします。

【鹿島議長】 本日は、ご多用のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いいたします。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。

当審議会の会議を傍聴する際は、「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております、遵守事項を厳守されますよう、お願いをいたします。

次に、委員の異動につきまして、ご報告を申し上げます。

お手元に桃色の表紙の「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の 1 ページ目をお開きをいただきます。そこに、委員の異動報告が記載してございます。

今回は、11名の方が異動されました。本日、新しく委員になりました5名の方をご紹介を申し上げます。

議席番号 7 番、東京都議会議員、倉林辰雄委員でございます。

次に、議席番号 1 5 番、東京都議会議員、高橋信博委員でございます。

次に、議席番号 2 1 番、東京都議会議員、増子博樹委員でございます。ご到着がおくれているようでございます。

次に、議席番号23番、東京都議会議員、長橋桂一委員でございます。ちょっとおくれ
ていらっしゃるようです。

最後になります。議席番号26番、東京都議会議員、中山信行委員でございます。お
くれていらっしゃるようです。

なお、議席につきましては、東京都都市計画審議会運営規則第四条の規定に基づきまし
て、2ページに記載してございます委員名簿のとおりといたしますので、ご了承をお願い
をいたします。

【鹿島議長】 それでは、これより審議に入ります。

本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じます
ので、議事の進行等につきましてご協力をお願い申し上げます。

つきましては、説明幹事に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては、簡
潔に、かつ要領よく行うようお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましては、
ご質問、ご意見は、できる限り簡明にさせていただきますよう、ご協力をお願い申し上げま
す。

なお、ご発言の際は、議席番号をお示しくくださるようお願いをいたします。

【鹿島議長】 それでは、早速議事に入ります。

日程第1といたしまして、議第6904号から議第6907号までを、一括して議題に
供します。

安井幹事の説明を求めます。

【安井幹事】 日程第1に係ります4件の案件につきまして、続けてご説明いたします。

議第6904号がまず第1番目でございます。足立区における用途地域の変更でござ
います。議案・資料は15ページからをご参照ください。

本地区は、東京メトロ南北線の王子神谷駅の北東約1キロメートルに位置しまして、環
状七号線、荒川及び隅田川で囲まれた区域です。

工場跡地の土地利用転換を適切に誘導するため、平成9年から住宅市街地総合整備事業
により基盤整備や住宅建設を進めており、今回、事業の進捗に伴い、地区計画と用途地域
を変更いたします。

参考といたしまして、地元足立区決定の地区計画について、議案・資料20ページから

の計画書及び24ページの計画図で説明いたします。

地区計画の区域は約55.7ヘクタールで、主な変更内容は、既に地区整備計画で「住宅地区B」と定められている区域の拡大、区画街路7号線の整備に当たり地権者の代替地となる「既成住宅地区B」及び「既成住宅地区C」を追加するものでございます。

地区整備計画では、地区施設として区画道路及び歩行者専用道路などを、また、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度などを定めております。

なお、本地区では、誘導容積型地区計画を活用し、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定めております。

以上の地区計画の変更にあわせまして、約0.8ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更後の主な内容ですが、19ページの計画図中を、第一種住居地域、建ぺい率60%、容積率300%といたします。

以上の案件を平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、2名から賛成1通、反対1通の意見書が提出されました。

クリーム色の表紙の意見書の要旨をお取りになり、1ページをご覧ください。

賛成意見は、「都市再生機構が住民説明会で示した誘導方針を前提とした用途地域の変更であれば賛成する。」というのですが、都の見解といたしまして、「地元区では都市再生機構と覚書を締結する予定であり、誘導方針の内容は遵守される。」と考えております。

次に、反対意見です。

「都市計画に関する意見」のうち、(1)「容積率を300%にすることに反対である。」という意見に対しまして、都としては、「新田地区では、地区計画を定めて、良好な住環境整備を進めており、当該地区についても同様に、必要な基盤を整備し住宅を建設するという方針と整合を図り、容積率を見直す必要がある。」と考えてございます。

(2)「住宅地区Bに編入するのではなく、新たな住宅地区を設定し、既成市街地との調和に配慮した地区整備計画を策定すべきである。」という意見に対しまして、都は「地元区が定める地区計画では、大規模工場跡地について、都市型住宅を主体とする土地利用を図ることから、住宅地区Bへの編入が適切である。」と考えております。

(3)「用途容積を変更する適切な時期を逸している。」という意見に対しまして、都は「新田地区では、大規模工場跡地の土地利用を適切に転換するため、段階的に地区整備計画を策定し事業が進められており、今回は、足立区街路7号線の整備に伴う移転予定者の

ための代替地が概ね確定したことから、必要な地区の用途地域を適切に変更するもの」と考えてございます。

また、「その他の意見」の「都市再生機構と区が住民説明会で示した誘導方針については異論はないが、法的根拠がないため不安である。」という意見に対しまして、賛成意見で先ほど説明したと同様の見解でございますが、「地元区では都市再生機構と覚書を締結する予定であり、誘導方針の内容は遵守される。」と考えてございます。

次に、議案第6905号、これも同じく足立区における用途地域の変更案件でございます。議案・資料は27ページからご参照ください。

本地区は、JR常磐線や東武伊勢崎線などが乗り入れる北千住駅東口周辺に位置します。

駅に近接する大規模敷地の土地利用転換を契機として、地元においてまちづくりの検討が進められ、今年2月に地区計画と区画街路12号及び13号が都市計画決定されております。

今回、地区整備計画を定めるため、地区計画を変更し、あわせて用途地域を変更いたします。

参考として、足立区決定の地区計画について、議案・資料は29ページからの計画書及び39ページの計画図で説明いたします。

区域面積は約20.7ヘクタールで、「賑わい・交流誘導地区」などの大規模敷地では、駅周辺にふさわしいにぎわい空間の創出を図る地区施設や建築物の整備を誘導いたします。また、「住環境向上地区」などの既成市街地では、街並み誘導型地区計画を導入し、細街路の整備と防災性の向上を図ります。

地区整備計画では、地区施設として区画道路や歩行者専用通路、広場1号などを、また、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度などを定めています。

以上の地区計画の変更にあわせまして、約2.5ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更後の主な内容ですが、28ページの計画図中につきまして、近隣商業地域、建ぺい率80%、容積率400%といたします。

以上の案件を平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6906号、八王子都市計画用途地域の変更を説明いたします。議案・資料は45ページから、ご参照ください。

本地区は、京王相模原線・京王堀之内駅から北約1キロメートルに位置し、新住宅市街地開発事業の施行区域内にあります。

「住宅市街地の開発整備の方針」では、重点地区に位置づけられておりまして、豊かな自然と調和した良好な居住環境を形成し、職と住が近接する市街地を目指すこととしております。また、「八王子市都市計画マスタープラン」におきましては、豊かな緑と良好な市街地環境を生かし、多様な都市機能がバランスよく配置された市街地の形成を目指すこととしております。

このため、地区内の区画道路の整備にあわせまして、マスタープラン等に沿った市街地の形成を図るため、地区計画を定め、用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、地元八王子市決定の地区計画について、議案・資料では50ページからの計画書、56ページからの計画図で説明いたします。

地区計画の区域は約46.7ヘクタール、地区特性に応じまして、「戸建住宅A地区」、「生活利便施設地区」など5地区に区分いたしまして、それぞれ土地利用の方針を定めております。

地区整備計画では、地区施設として区画道路、公園、緑地などを、また、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度などを定めております。

なお、本地区では、誘導容積型地区計画を活用し、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定めています。

この地区計画の決定にあわせまして、約45.3ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更後の内容を49ページの計画図をご覧になっていただきますと、この図中の は、第一種低層住居専用地域、建ぺい率40%、容積率80%。また、計画図中の は、第二種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%といたします。

なお、本件につきまして、平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6907号、小金井都市計画用途地域の変更を説明いたします。議案・資料は61ページから、ご参照ください。

本地区は、JR中央線・東小金井駅の北側に位置し、JR中央線の連続立体交差事業と一体となって、土地区画整理事業が施行されております。

また「小金井市都市計画マスタープラン」におきまして、商業・業務施設と都市型住宅

が調和したまちづくりを目指し、都市基盤整備とあわせて土地の高度利用や都市機能の更新を図ることとなっています。

このため、土地区画整理事業の進捗にあわせ、地区計画を定め、用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、地元小金井市決定の地区計画につきまして、議案・資料68ページからの計画書、75ページからの計画図で説明いたします。

地区計画の区域は約12.2ヘクタール、地区特性に応じて、「駅前商業地区」、「近隣商業地区」、「一般住宅地区」など5地区に区分いたしまして、それぞれの土地利用の方針を定めております。

地区整備計画では、地区施設として区画道路、歩道状空地などを、また、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度などを定めています。

なお、本地区では、誘導容積型地区計画を活用し、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定めています。

この地区計画の決定にあわせまして、約11.2ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更後の主な内容でございます。67ページ計画図中の21は、商業地域、建ぺい率80%、容積率400%。計画図中の14は、近隣商業地域、建ぺい率80%、容積率300%といたします。

なお、本件につきまして、平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了しました。

それでは、日程第1につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

3番委員どうぞ。

【波多野委員】 3番、波多野でございます。

要望をお願いしたいと思います。議第6906号の八王子都市計画用途地域であります。ここはニュータウンで、昭和40年ごろから始まりましたニュータウンの最後の宅地造成であります。従来、地域の方々が、この北側には酪農家が相当おりますので、酪農家がござってここに建設は反対ですよということで、長い間東京都に対しても反対を唱えて

きたわけであります。

そして私どもは、やはり地域住民の要望におこたえしていただきたいということで、高い建物はやめていただきました。それが今度の八王子マスタープランに基づくところのまちづくりになったわけでありますが、このように低い家屋で、しかも北側の酪農家に配慮して緑地地帯も相当残してありますが、この緑地帯で十分かといえ、なかなかこれは家畜に対しては、必ずしも十分とは言えないのであります。

なぜかといえば、やはりこの家畜は、家屋の光とかいろんなものに影響されますので、なるべく建築資材については、ガラスだとかいろんな光の反射のあるようなものをなるべく抑えていただくとかしながら、ぜひ酪農家にさらに配慮をしていただいて、この建設をしていただきたい。これは全く東京でも昭和40年から始まった都市計画の最後の砦として、ニュータウンにモウと牛が鳴くまちづくりということで、非常に私どもはそういう意味では地域の住民の要望を聞きながら、このまちづくりをしてきたのでありますから、地域の農家の方々と田植えを一緒にしたり、稲刈りを一緒にしながら、やはりこのまちづくりに協力を求めてきた場所であります。

したがって、北側の酪農家に配慮した建築資材に十分ひとつ心を込めた建築資材を使っ
ていただいて、酪農家が永久に酪農家としてできるように、ひとつご配慮をお願いしたい
と。これだけ要望して私のこの問題に対する意見といたします。

以上です。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 まず、6904号について、1点確認の意味で伺いたいと思いますけれども、都市再生機構はここに14階建てのマンション用地としていましたが、近隣住民から当初示した計画は6階から8階だったとして反対運動が起き、区と都市再生機構が覚書を交わし、URが6階から8階の建物にするよう条件づきで事業を進めることになりました。今回の決定後、この区とURの約束はどのように担保されるのかを1点伺っておきます。

【鹿島議長】 安井幹事。

【安井幹事】 地元の足立区では、これまでも事業者である都市再生機構と覚書を締結しながら、まちづくりを進めてきていると思います。今日ご説明の地区につきましても、これまで都市再生機構が地域住民に示している誘導方針の案のもとに、建築物の高さなどを含みます覚書を締結する予定でございます。都市再生機構としては、この内容を、今後

民間事業者を公募する際の公募条件に入れ込むと、このように聞いてございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 結構です。

もう1点、第6906号、この八王子市の地区変更ですが、意見を申し上げます。

これまでの由木土地区画整理事業の進捗により、区域外での分譲マンションの建設などで計画を上回る人口となり、由木中央小学校や由木東小学校などで児童数がふえ過ぎて、増改築や学区の変更をせざるを得なくなっています。また、この地域では急増する保育園の入園申し込みに対応し切れず、待機児童が最も多い地域となっています。区域内の住宅予定地は民間に売却され、地区計画では住宅しか建築できないことになっており、新しい居住者の立場から見ても、保育園を初めとした施設を設ける場所がないなど、いびつなまちづくりになるおそれが大きい開発計画と言えます。よって、賛成できません。反対です。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございましょうか。

29番委員。

【松村委員】 すみません。日程1にもう一つありました。

議第6907号、小金井都市計画用途地域であります。もともと住宅地域でありながら連続立体交差事業による土地区画整理事業が押しつけられ、多くの反対者を残しながら進められてきた事業で、我が党は一貫して反対してきた案件です。今回の用途地域の変更によって、近隣商業地域の高さ設定が26メートル、8階建てが可能となっていることから、駅前から北に伸びる通りの両サイドの東西の部分の地域は、低層住宅の設定で日照の問題、圧迫感の問題が出るなど、住環境への影響が心配されます。また生け垣の形態を初め、私権を制限する内容が盛り込まれていることなどから、少なくとも権利者全員の合意が必要とされますが、諮られていません。

さらに、商業調整や出店希望などを調べることも行われずに、過度に商業を発展させようとする計画となっていることです。ほとんど商店街らしきものがない地域で、現状に見合った住環境を守りながら、ある程度の商業のにぎわいをつくり出す計画にすべきです。

以上の理由によって、反対します。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご意見がございませんようでしたら、日程第1につきましては、適宜分

割して採決をいたします。

初めに、議第6904号及び議第6905号、東京都市計画用途地域の案件につきまして、一括して採決いたします。

本案について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【鹿島議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定されました。

次に、議第6906号及び議第6907号、八王子都市計画用途地域及び小金井都市計画用途地域の案件につきまして、一括して採決いたします。

本案について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定されました。

【鹿島議長】 次に、日程第2、議第6908号を議題に供します。

安井幹事の説明を求めます。

【安井幹事】 日程第2、議第6908号を説明いたします。

この案件は、平成12年3月に都市計画決定いたしました「丸の内一丁目特定街区」の変更でございます。議案資料は79ページから、ご参照ください。

本地区は、東京駅の丸の内北口に近接し、永代通り、仲通りに面する約1.6ヘクタールの区域でございます。

本地区周辺では、「大手町・丸の内・有楽町地区地区計画」や「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン」に基づきまして、公民の協調により、質の高い業務機能への更新や魅力ある商業・文化機能の集積などを図り、都心にふさわしいまちづくりを計画的に進めているところでございます。

平成14年6月に、「特例容積率適用地区」が指定されまして、老朽オフィス等の機能更新と一体的に、東京駅赤レンガ駅舎の保存・復元が行われております。

今回の特定街区の変更では、平成12年3月に都市計画決定した「丸の内一丁目特定街区」に隣接するビルの建て替えに合わせまして特定街区の区域を拡大し、東京駅から大手町駅を結ぶ地下道の整備、地下広場の整備、歩道状空地の整備、周辺市街地と調和したまちなみの形成など、都市機能の更新と市街地環境の向上を図るものでございます。

特定街区の変更内容でございますが、区域面積を0.8ヘクタールから1.6ヘクタールに拡大いたします。

また、皇居内堀と調和した景観を形成するため、当街区の西、大手門に面するパレスホテルの敷地につきまして、地区計画により建築物の高さを、これまで内堀通り沿いで維持されてきた100メートルに抑え、これにより生じる未利用容積を特例容積率制度により、今回変更する街区に移転しまして、特定街区全体の容積率の最高限度を、現在の1234%から1404%に変更いたします。

このほか、議案資料の83ページから86ページにお示ししているとおり、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限を定めます。

なお、参考として資料87ページに完成予想図を載せてございます。

本件につきまして、平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上です。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了しました。

それでは日程第2につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いします。

29番委員、どうぞ。

【松村委員】 6908号、特定街区ですが、本計画は既存の建物3棟を1棟に統合する計画ですが、現状の既存の建物よりCO₂の排出量が17%増加するなど、今、地球温暖化防止に向け、緊急かつ抜本的な対策が求められているときに、逆行した計画と言えます。

また東京駅の歴史的保存建築物を維持するなどを理由にして、これまで容積率の売買が行われてきましたが、これとも違って今回の案件は民間同士の容積率の取引に踏み込む第1号の案件でもありますが、その根拠や考え方が示されず、またそうしたやり方も都民合意は諮られていません。よって、本案件には反対です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ごきようございましたら、ここで採決をさせていただきます。

日程第2、議第6908号、東京都市計画特定街区の案件につきまして、採決をいたします。

本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をされました。

【鹿島議長】 次に、日程第3、議第6909号及び議第6910号を一括して議題に供します。

安井幹事の説明を求めます。安井幹事。

【安井幹事】 日程第3に係ります二つの案件につきまして、説明いたします。

まず、議第6909号、新宿六丁目西北地区地区計画の変更でございます。議案・資料は89ページから、ご参照ください。

本地区は、新宿副都心の東端、環状5の1号線、いわゆる明治通りと放射6号線、いわゆる職安通りの交差部に位置する新宿六・七丁目の面積約7.0ヘクタールの区域でございます。地区の北側は、都営地下鉄大江戸線、東京メトロ副都心線の東新宿駅に接してございます。

都は、平成19年3月に、本地区を「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み再生地区に指定しまして、街並み再生方針を定めております。

この方針の中で、建築物の共同化やにぎわいある街並みの形成を段階的に進められるよう、計画内容に応じた容積率等の緩和について、事前に明示しております。

平成19年8月に、この方針の内容を当初の地区計画として決定いたしまして、区域内の各地区について、地区整備計画を決定いたしております。

今回の変更でございますが、地区の北側、拠点N地区、この約3.0ヘクタールにつきまして、業務・商業・住宅施設等の計画の具体化にあわせまして、地区整備計画を定めず。

新たな区画道路や有効空地の整備などにより、建築物の容積率の最高限度、敷地面積の最低限度などを定めます。

なお、本件につきまして、平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議題6910号、臨海副都心青海地区地区計画の変更について説明いたします。議案・資料は103ページから、ご参照ください。

本地区は、臨海副都心の南西部に位置する面積約117ヘクタールの区域でございませ

て、平成3年1月に当初の地区計画を決定し、開発が進められております。

資料の106ページ、108ページの計画書、飛びまして117ページの計画図で地区計画の変更内容を説明いたします。

今回は、地区北側のQ街区及びR街区では、業務・商業施設計画の具体化、また地区南側のC1街区では、海上保安庁庁舎の計画の具体化にあわせまして、地区整備計画、約14.3ヘクタールを追加いたします。

また、それぞれの街区の特性に応じまして、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、高さの最高限度などを地区整備計画として定めます。

なお、本件につきまして、平成20年9月17日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了しました。それでは日程第3につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。

4番委員、どうぞ。

【秋田委員】 第6909号、新宿六丁目西北地区地区計画について、2点質問させていただきます。

昨今の急激な経済情勢の悪化により、我が国の活力の低下が懸念されております。このような危機的状況を脱するとともに、中・長期的な観点からも国全体の活力を高め、人々の生活を確かなものとしていくためには、我が国の経済・文化の中心である東京の再生が不可欠です。東京の中心部での良好な開発とともに、地域の生活拠点となる駅前地区などの身近な地域においても、都市機能を適切に更新し、東京全体の活力の向上にもつなげていくことが重要となります。

今回の新宿六丁目西北地区は、かつては日テレゴルフガーデンとして、地元はもちろん、東京中のゴルフ好きに親しまれた場所でもございました。また、地元にとっては周辺に新宿文化センター、西向天神社などが立地する、文化と伝統を備えた身近な生活拠点でございます。また、明治通りを挟んで、地図上左側は歌舞伎町という大繁華街に隣接し、都営大江戸線に加えて新たに開業した副都心線の東新宿駅にも接する場所です。今回の開発計画を機ととらえて、にぎわい機能の充実を図っていくことが、この地域における喫緊の課題と考えております。特に、7ヘクタールという新宿区で今後見ることができないと思われるくらいの大規模な跡地を活用し、にぎわいあるまちづくりを行っていくことは、この地

域だけの課題ではなく、東京全体の課題でもあります。そこで、今回地区計画を変更される拠点N地区では、どのようににぎわいを図っていく予定となっているのか、伺います。

【鹿島議長】 安井幹事。

【安井幹事】 新宿六丁目西北地区の案件でございますが、この地区は平成19年策定いたしました街並み再生方針におきまして、新駅や地域の既存資源を生かしたにぎわい・文化・交流拠点の形成を、また、地区の目標の一つとしてにぎわい施設や地上と地下をつなげる憩いの場となる広場を整備することとしております。具体的なにぎわい施設としましては、拠点N地区の事業者の計画では、駅との連絡通路を整備するとともに、店舗・飲食店など約5,000平方メートルのにぎわい、生活支援、文化・交流施設を整備し、地域のにぎわいの貢献を考えるという計画になってございます。

【鹿島議長】 4番委員。

【秋田委員】 この地域のまちづくりに当たっては、ただいまご指摘がございましたとおり、平成15年に制定されたときから私も注目しておりました「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街区再編まちづくり制度を活用しています。この制度は、ここが一番肝要な点ですが、地域の方々が話し合った考え方を反映したまちづくりを実現していくことができる制度と聞いています。この新宿六丁目では、私も地域の方々とともに、まちづくりの取り組みに注目してまいりました。そこで、議案である新宿六丁目西北地区においては、地域の方々の意見をどのように取り入れてきたのかを伺います。

【鹿島会長】 安井幹事。

【安井幹事】 当地区では、平成17年の5月に、地区内だけでなく周辺の住民の方も含めまして、新宿区と地権者によりまちづくりの会が設立されてございまして、地区内の大規模な低未利用地の開発の方向を含めて、十数回に及びまちづくりの考え方が議論されたと聞いてございます。

話し合いの中では、地区全体の将来像、空地の確保や壁面後退等の地域の貢献、また緑地の確保、防災機能の強化など、さまざまな意見が出されまして、平成18年10月に地域としてのまちづくりの考え方がまとまりました。この考え方に基きまして、これを受けて都では、平成19年3月に同地区をただいま委員からお話ございました街区再編まちづくり制度による街並み再生地区に指定いたしまして、このまちに合ったルールとして、街並み再生方針を策定したところでございます。平成19年8月には、この内容を地区計画として決定いたしまして、今回、拠点N地区の施設計画の具体化にあわせまして、地区

整備計画の一部を変更するものでございます。

【鹿島議長】 4番委員。

【秋田委員】 まちづくりというのは、都市計画が決定されて終わるのではなく、やはり重要なのは、昔から暮らしている地元の方々たちと一緒にまちをつくっていくことだと思います。また、建物ができて再開発も終わるわけではなくて、建物ができた後もしっかり行政も含めてフォローをしていくことが、私は非常に肝要なのだと思います。例えば交通量一つ取っても、事前の予測どおり行くことが、それは理想なんでしょうけれども、実際はそうはいかないこともあるでしょう。予測より少ないこともあるでしょうし、予測より多いこともあると思います。

いずれにせよ、工事中における適切な対応、防災面でのしっかりとした連携、新たなコミュニティの形成など、都や区においては今後とも必要な対応をお願いしたいと思います。地元が誇れるまちにしていくこと、そして東京が活力ある都市として力強く再生していくことを期待いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

29番委員。

【松村委員】 新宿六丁目西北地区、日テレ跡地の都市再生緊急整備地域の再開発の地区計画の決定に当たり、私は本審議会でも、当時この案は当初提案された計画より地元住民の意向を若干入れたものとなって、一応周辺住民との合意形成が図られているので賛成ですが、賃貸住宅、当時730戸という、これ若干変わっているそうだけれども、730戸は一般庶民も入れるような住宅にしていきたいこと、拠点N地区はこれから民間提案によるオフィスや事務所などの計画ですが、周辺環境を悪化させるような大規模開発にならないよう配慮することを要望いたしました。

今回、いよいよ事業化が具体化になってきた段階での提案ですけれども、このS街区の住宅、一般庶民が入れる住宅というふうに要望してきましたけれども、やはり伺ったところでは、ほど遠いものにならざるを得ないし、またN街区には高さ100メートル近い超高層ビルの計画となってきました。地元から街並み再生方針をつくらせるなどの努力がなされたことは評価するところですが、やはりまちづくりの規制緩和という都市再生緊急整備地域のそういう制約の中では、一定の大きな開発にならざるを得ない事態だというふうに思います。今、地球温暖化に向けての抜本的対策が求められているときに、こうした大型開発はやはり見直すといえますか、行うべき時期ではありません。よって反対です。以

上です。

日程第3の最後の6910号についても、意見だけ述べます。

大都市東京のヒートアイランド化防止など、都市の環境対策の上でも、臨海部に100メートルを超す大型オフィスビルの建設は避けるべきです。ビルごとのCO₂削減目標を設定したとしても、ビルの総量を規制しない限りCO₂は増大し、また、この地域は湾岸道路を中心に大型車を含め、交通量が増大し、大気環境の悪化も問題となっている地域です。都民の共有財産である公有地を特定目的会社に売却し、高層の事業所、商業を得る計画ではなく、公園を軸にした大規模な緑地化が必要です。よって、本案件にも反対いたします。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見ございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第3、議第6909号及び議第6910号、東京都市計画地区計画の案件につきまして、一括して採決をいたします。

本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定されました。

【鹿島議長】 次に、日程第4、議第6911号を議題に供します。

升幹事の説明を求めます。升幹事。

【升幹事】 議第6911号は、東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）第5号、城南島第2建設リサイクル施設の案件でございます。

お手元の議案・資料の121ページから125ページをご覧ください。

本件は、現在大田区城南島のスーパーエコタウン事業区域内で、建設混合廃棄物のリサイクルを行っている施設の敷地を拡張し、建築物の解体工事で発生する廃タイルカーペットの処理施設を整備することから、都市計画の区域を変更するものでございます。

スーパーエコタウン事業は、「東京都廃棄物処理計画」に基づき、大田区城南島と江東区中央防波堤地区に、民間事業者が主体となり、先進的な廃棄物処理・リサイクル施設の整

備を進めているものでございます。

平成14年4月に実施した第一次公募では、本計画地がある城南島で6社、中央防波堤地区で2社のリサイクル施設が稼動しております。

また、平成18年5月に実施した二次公募では4社が選定されており、本件はその中の1社でございます。

計画地は、大田区の東部、東京モノレール流通センター駅の東側、約2.5キロメートルの城南島三丁目地内でございます。

計画地周辺の土地利用状況につきましては、モニターの航空写真をご覧ください。

計画地の用途地域は、工業専用地域でございます。

今回、都市計画決定する内容は、既にごみ処理施設として都市計画決定されている約0.89ヘクタールに約0.22ヘクタールを追加し、約1.1ヘクタールに変更するものでございます。

事業主体である株式会社リサイクル・ピアは、平成15年に設立され、平成17年から大田区城南島のスーパーエコタウン事業区域において、建設混合廃棄物のリサイクル処理事業を行っております。

今回、廃プラスチックのリサイクルを促進させ、リサイクル率を高めるため、廃タイルカーペットのリサイクル事業に参入いたします。

議案・資料の124ページをご覧ください。

敷地面積は、既存施設の敷地面積約0.89ヘクタールに、計画施設の敷地面積約0.22ヘクタールをあわせ、約1.1ヘクタールでございます。

拡張した敷地には、圧縮梱包機、繊維引抜機、保管ヤードなどを配置した施設を建設します。

計画施設の処理能力は、1日当たり約23トンでございます。

廃棄物の処理工程としましては、まず、建築物の解体現場や隣接する建設リサイクル施設から搬入された廃タイルカーペットを圧縮梱包し、表層のパイル繊維シートと、裏面の塩ビ樹脂層に分離加工する施設へ搬出いたします。

次に、分離されたパイル繊維シートを加工施設から搬入し、ナイロンやポリエステル繊維を取り出します。

廃タイルカーペットから取り出したナイロンやポリエステル繊維、塩ビ樹脂は、製造メーカーでタイルカーペットやサッシ、自動車内装材の原料として再利用いたします。

なお、施設の稼働に伴う周辺地域への生活環境に及ぼす影響につきましては、事前に環境局に出された報告書によりますと、生活環境への影響は少ないと予測されております。

最後に、意見書の提出でございますが、9月17日から2週間、縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは日程第4につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

12番委員、どうぞ。

【きたしろ委員】 第6911号について、城南島第2建設リサイクル施設について、お伺いをいたします。

この施設は、東京都で推薦しているスーパーエコタウン事業の一環として整備するとの説明があったわけです。都内から排出される産業廃棄物の処理や処分は、その多くが他県に依存していると聞いているわけです。産業廃棄物の処理・処分は、都市での生活を営む上で避けて通れない課題と考えております。このため、審議会でも過去幾つものスーパーエコタウン施設の都市計画が付議されてきたことを記憶しているわけです。そこで改めて、このスーパーエコタウン事業の意義についてお伺いをいたします。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 スーパーエコタウン事業でございますが、平成13年6月に国の第一次都市再生プロジェクトとして、また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃掃法」でございますが、に基づきまして、東京都が平成14年に作成いたしました東京都廃棄物処理計画に位置づけているところでございます。この事業は、首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部におきましてすぐれた技術力、経営力を有する民間事業者による廃棄物処理、リサイクル施設の整備を進める事業でございます。先ほどお話しいたしましたように、江東区の中央防波堤内側地区と大田区の城南島地区に事業区域を設定してございまして、あわせて8施設が稼働している状況でございます。

【鹿島議長】 12番委員。

【きたしろ委員】 次に、これらの施設はリサイクルという点で循環型社会をつくるということで不可欠なものであると考えております。しかしながら、一方では迷惑施設であるということもまた事実であろうと思います。まずこれらの施設が周辺に与えている影響

がどのようになっているのかについて、お伺いをいたします。また、これらの施設は都民を初め、幅広く理解をしてもらうことが必要だと思っておりますけれども、これまでどのように取り組んできたのか、あわせてお伺いをいたします。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 まず第1点目の周辺に与える影響でございますが、本年6月に環境局が大田区城南島地区の環境測定結果を公表しているところでございます。この結果によりまして、城南島スーパーエコタウン事業の6施設の稼働による交通量については、1日当たり約1,200台程度と想定していたところでございますが、トラックの大型化や共同配送などによりまして、現在の交通量は平均で1日当たり約600台程度となっていると聞いております。

また、平成18年11月、警視庁が城南島二丁目交差点の昼間、12時間の交通量を測定してございますが、約3万5,000台でございました。スーパーエコタウン事業による車600台ということでございますので、寄与率としては約1.7%ということ、非常に環境に及ぼす影響は軽微であるというふうに考えておるところでございます。また、大気ですとかいろいろやっておりますが、騒音・震動につきまして、城南島が工業専用地域でございまして、法律や条例に基づく規制値がございません。このため、事業者が敷地境界で自主管理値を設定し、低減対策に努めているところでございます。調査結果では、騒音について一部の施設で自主管理値を超えているところがございますが、事業者において施設の点検・確認を行っているところだというふうに聞いてございます。環境局によりまして、スーパーエコタウンに対して、苦情は局に寄せられていないというふうに聞いておるところでございます。

それから、施設の理解を深めるための取り組みでございます。先進的な事業成果というもの、都民を初めとして広く情報発信するということは、循環型社会を形成する上で非常に大きいことだというふうに私ども考えているところでございます。都は都民を対象といたしました見学会の開催でございますとか、全国の自治体や海外などからの施設見学を受け入れております。また、メディアを通じた情報提供でございますとか、ホームページによる紹介など、全国に向けて情報発信をしているところでございます。また事業者においても、自社が作成したパンフレットやホームページなどを通じまして、施設の運営状況について情報開示を行っているところでございます。

視察の状況でございますが、事業者が受け入れた見学者も含めると、毎年1万人を超

える方が訪れているというふうに聞いているところでございます。また、見学者の多くの感想としては「見てよかった」というものでございますとか、「技術力が高く、評価する」というものが多いというふうに聞いております。

【鹿島議長】 12番委員。

【きたしろ委員】 今回の答弁で、環境局に対して苦情がないということだったんですけども、昨日の東京新聞、今、今日持ってきているんですけども、この施設が大田区の都計審で否決された。そして大田区から意見を付して東京都に回答があったということですけども、その意見と東京都の対応は、どのようにするのかをお伺いをいたしたいと思っております。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 大田区に意見照会をしたところの回答でございますが、大田区からは本案件に係る当該審議会、これは区の審議会でございますが、その審議会の答申を踏まえて以下のとおり回答しますということで条件がついてございます。区としては、スーパーエコタウン事業の重要性及び必要性を十分認識しており、以下に掲げる当該審議会の意見を十分に留意し、東京都において真摯に対応するということであるならば、本事業の推進について拒むものではないということをお前提といたしまして、三つの意見がつけられてございます。

一つ目が、スーパーエコタウン事業に係る環境影響調査を実施して、その調査結果を公表してほしいということ。二つ目が、都はこれまで区から回答が寄せられておりますが、その意見を真摯に受けとめて、適切に対応してほしいというもの。三つ目が大田区に集中する産業廃棄物処理施設の配置について、地域住民の意向を考慮して対応してほしいという、三つの意見が付されてございました。私ども東京都としては、11月に区に対してそれに対する回答を送付してございます。

区に対して東京都の回答でございますが、大田区からの審議会の意見については、環境局において下記のとおり対応策を実施いたしますということで、3点回答しております。1点目が、スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響の調査でございますが、全施設が完成後、すべての事業活動が開始された時点として、東京都と実施して速やかに公表するという。また、この調査によって環境に影響を生じている事態が判明すれば、事業者に対して環境負荷低減措置をとらせるというものでございます。

二つ目が、これまでの意見照会に対しての大田区からの回答に付された意見については

真摯に受けとめまして、今後もスーパーエコタウン事業の推進に当たって環境負荷の低減や情報公開に努めるなど、適切に対応するというものでございます。三つ目が、現在のところ新たにスーパーエコタウン事業の計画はございません。ただ、今後計画する場合につきましては、産業廃棄物処理施設の配置など、都内における当該施設の配置状況や地元区の意見に十分配慮し、検討してまいりますという三つの回答をしたところでございます。これについて大田区から、この意見では不足だというご意見をいただいておりますので、私どもとしては、大田区に対してご了解をいただいたものというふうに考えておるところでございます。

【鹿島議長】 12番委員。

【きたしる委員】 ということは、都の回答に対して、大田区の方はある意味では理解をしているというふうな理解でいいわけですね。

それで都計審で反対した区議さんも、新聞報道によると「今回のエコタウン事業や、今回の施設には反対なのではない」というふうにも書かれているわけです。しかしやはり地元では、環境に対する懸念を持っていることも事実であると思います。都は今後環境影響の調査を行うとのことでもありますけれども、その調査をしっかりと行い、地元にはしっかりと説明してほしいと思います。循環型社会をつくる上で、このような施設の役割は大きいものがあります。引き続きしっかりと取り組んでいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

【鹿島議長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問。29番委員。

【松村委員】 本案件は、大田区のこれまで開催された140回の審議会で、初めて区議会議員選出委員6人全員と、学識経験者2人が反対し、反対8人、賛成6人で原案は否決された案件です。

私は本案件は出し直すべき案件と思いますが、地元大田区長からも意見照会に対する回答があり、今前段でその内容については報告がありましたので、繰り返しご答弁は求めませんが、大田区からスーパーエコタウン事業に対して周辺環境に悪影響が出ているから、環境影響評価をやるように毎回意見書がつく条件つき同意であったし、私も本審議会で都条例に基づくアセスを実施するように強く求めてきましたが、それがこれまでことごとく無視されてきました。今回、地元の審議会で認めないという決定を下したのは、私は当然だと思えます。幾ら都が必要な施設だといっても、地元の協力がなくて進むはずが

ありません。

大田区長からの意見に対し、つい先日ですか、11月17日、都知事名で大田区長に対して回答を出したと。その案文もただいま前段の質問で紹介がありましたので、繰り返しませんけれども、環境影響調査をやるということになっておりますけれども、この環境影響調査とは環境アセスメント条例によるものなのですね。伺います。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 今回、ご回答いたしました環境影響調査でございますが、環境アセスメント条例に基づいて事前に評価をやっているものでもございませんし、対象ではないということがございます。また、そういうことから事後調査を行うものではないということでございます。

また、これまで先ほどもお話ししましたように、6月に廃掃法に基づいて環境影響の調査をした結果を公表してございます。そういう意味では、廃掃法に基づいて、周辺環境の影響を調査するというところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 廃掃法、国の法律で許可申請があれば、すべての産廃施設に対してこれは義務づけられておりますよね。既にこれまでもこのエコタウンでの申請事業に対して、すべてやられております。そこで問題ないと。どちらかというと生活環境に与える影響ですから、都の条例に基づく環境アセスメントとは、後でも触れますけれども、中身も手続も全く違うものであります。今度改めて大田区が私はこれまで求めてき、私も本審議会でこのスーパーエコタウン事業にかかわるときに条件つきなから、都の条例に基づく環境アセスをやるべきだということを繰り返し言ってきましたが、今度その対象としてやるのかと思ったらやらないと。個別の事業で既にもうやっている、この廃掃法に基づく調査を繰り返しても果たして意味があるんですか。これでは、私は大田区が求めていたのは、そういう環境影響の調査ではないというふうに思います。

改めて都の条例に、都がこれ知事の約束は環境影響調査を全施設が完成し、すべての事業活動が開始された時点でやるとしているんですから、なぜ都条例でやらないんですか。都の環境影響評価は事前にやって、その事業の是非を決めると。だから事前にやっていないから、都の条例ではやれないというかやらないと。あくまで今まで義務づけられている国の廃掃法だけだと、これでは私は納得できないというふうに思いますけれども、都がやるんですから、都の条例でなぜやらないんですか。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 まず第1点目の大田区の意見でございますが、繰り返しになりますが、大田区長からはスーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を実施し、その調査結果を公表してもらいたいというものでございました。それからアセス条例がなぜできないのかということがございますが、東京都の環境影響評価条例では、対象事業の敷地面積だとか建築面積、規模などで定めているものでございまして、規模要件を満たしていない施設には適用されないものでございます。

また、全体の施設規模等定まっておりますので、その全体をアセスすることは、これはできないということでございます。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、事業者对生活環境影響評価を実施させているわけでございますが、周辺環境の影響については東京都が審査しているところでございます。また、その調査項目でございますが、法律に基づいて大気質、騒音、震動、悪臭、水質、地下水などの項目がございまして、設置する施設を勘案して項目を選定しているところでございます。私どもとしてはそういうものを調査し、事業を終了した時点で全体を把握し、また今回6月に発表したように、東京都としての考察も加えながら、調査結果を公表するものでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 大田区長の意見が環境影響調査と言っているから環境影響評価、つまり都の環境アセスメントとは違うんだということは、言葉じりをとらえたものであり、今まで廃掃法に基づくその生活環境への調査をやられたことは、十分地元区では知っているわけですよ。しかも大田区の都市計画審議会では、やはりきちっとした都のそういうアセスメントに基づくものを求めているということは明らかだというふうに思います。

それから今、対象要件が都の環境影響評価には満たない、対象外だというんですけども、今回の計画も本当に私、都が事業者と一緒にこのアセス逃れをやっているとしか言いようがないという案件だと思います。今までの議会の委員会質疑でも、事業者がそのリサイクル事業の規模や内容にかんがみて、必要な面積をみずから決定したものなんていうふうに、これは議会の委員会の質疑に我が党が質したのに対して答えているんですけども、これまでも対象ですね、面積要件は都の条例は9,000平方メートルですよ。ところがこれまでの例えば一次公募などの業者を見ますと、8,995平方メートルとか、8,997平方メートルなどで売却していますよね。やはり土地を売却するのは都であり、公募条件を決定するのも東京都なんですよね。公募条件に5平方メートルや3平方メー

ルをつけ加えることがなぜできないのですか。

今回の案件は隣接する同じ業者が取得し、敷地面積は1万1,000平方メートルとなり、アセス対象面積をはるかに上回ります。確かにアセスの条例には追加の規定があって、公募条件にアセス対象案件とすることにはならないといっても、その公募条件にアセス対象案件とすることをうたえばいいではありませんか。アセスメントの実施を指導すべきだと思いますけども、重ねて見解を求めます。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 先ほども申し上げましたとおり、東京都の条例に基づく要件に当たらないということでございます。公募をどうするのかということは、これは環境局が行ってきたわけございまして、既に第一次公募、第二次公募は終わっているものでございます。その際に、先ほども委員がお話しのあったように、事業者がその事業計画の中で、敷地面積ですとか建築面積を勘案して、応募したものだというふうに考えているところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 いや、私が言っていることは、今本案件がかかってここで決定するわけですけども、その決定に先立って、これは同業者と、同じ業者が追加で1万1,000平方メートル、9,000平方メートルが対象ですからなるんだけれども、確かに条例上は追加の場合には、さらに4,500平方メートルが面積対象だということですけども、それは条例で例えば「追加面積が」というふうに出ているのは、民間の土地取得などがありますよね。そういう一般的なやっぱり追加を想定して、そういう規定にしている。私はこれはもう当然というか、ある意味じゃあやむを得ないというふうに思うんです。しかし、スーパーエコタウンは、やはり都が計画した事業、国のそういう計画にのっとって東京都が手を挙げて、東京都が実際は計画しているわけです。そしてまた都が公募して都の土地を売却するわけですから、その条件に今言ったみたく、アセス要件をつけ加えればできるわけでありまして。都がそのことを、これはもうじゃあ指摘しておきます。

それからもう一つ、都が大田区長に対して回答した実施時期です。全施設が完成し、すべての事業活動が開始された時点で実質的に公表するとしていますが、3項目目の回答にはこう書いているんですね。「現在のところ、スーパーエコタウン事業の新たな計画はありません」と、そういうふうに回答しています。そこで伺いますが、城南島では10区画が計画され、既に公募が始まってから6年以上もたちましたよね。残り2区画の計画が決

まって稼働するまで、じゃああと何年かかるんでしょうか。環境影響調査の実施時期の見直しについて示すべきではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 現在、第二次公募が終わりまして、まだお話のとおり売却が終わっていない施設がございます。その施設について現在どういうふう売却するかということは、環境局の方で検討しているところでございます。そのため、現在いつそれが行われるかということについては、お答えができない状況でございます。また、3項目目の新たな事業区域ということですが、現在の事業区域、今城南島で定めてございます7ヘクタールのほかに、新たに追加する区域はないという趣旨でございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 今の答弁でも、大田区長にはそのように回答して、何か了解をいただいたというような答弁もありましたけれども、それではいつまでたってもやはりやらないということになりかねません。現時点で事業者の役割も明確にし、都の責任で環境アセスメントを実施すべきです。

調査の結果、環境に与える影響がはっきりすれば、これ以上の施設計画をやはり中止することだってできるんですね。全部ここにもう10区画埋まって、それで環境影響調査やって、与えた影響が甚大だというふうになれば、これはもう是正するといっても非常に困難というか、やはりきちとした対応ができないというふうに思います。これでは本当に環境に与える都の責任を除去すべき、都の責任を果たせるものじゃないというふうに思います。

これ以上の施設計画を中止するなど、効果的な対策がとられるためにも、そしてまたこの3項目目の大田区長に対する回答が生きたものにするためにも、ぜひこの時点であと二つの区画の計画があれば、やはり事前アセスというか、今度は都のそういうものも対象にするというような形で再検討できるんではありませんか、この点についてはどうでしょうか。

【鹿島議長】 升幹事。

【升幹事】 先ほどの12番委員にご説明いたしましたが、今年の6月に城南島地区の環境測定結果を環境局が取りまとめて公表をしております。そのときにご説明したように、計画台数が1,200台だったところが600台程度ということで、事業者も共同配送等、運搬の効率化に努めて、環境への負荷を低減しているところでございます。私ども

といたしましても、そういうような環境影響調査結果を、定期的に環境局が取りまとめ公表すると聞いております。そういう中でも大きな環境に与える影響がないというふうにしておりますので、引き続き着実に事業を進めていきたいと考えているところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 環境局がやっているといっても、東京都の環境評価条例に基づくものじゃあないんですね。私はもう余り時間取りませんが、改めて廃掃法の手続ややり方、それと東京都の環境影響評価条例に基づく手続とやり方、同じこのエコタウン事業でも江東区のPCB、ここではだから要件が敷地面積は3万平方メートルですから、適用してやっているんですね。

このときの一連の、この産廃施設の手続やその中身、例えばこの廃掃法では今言った温室効果ガス、この評価などは全くやっておりません。文字どおり周辺地域の生活環境に与える影響だけですから、ところがやはりこの江東区のPCBでやった事業者、エコタウン事業に対しては、調査計画書から評価書案をつくり、評価書案に関する見解書から評価書で都民の意見とか、告知とか、十分を尽くしてそれで理解や合意を得られるもとでそうした事業が進められているわけです。

ですから、例えばこの今東京都が今度全部終了した時点で環境影響の調査、それも東京都の条例じゃなくて国の法律でやるという、まさにおかしな、何で都の条例があるのに都の条例でやらないのかというのは、今いろんなことを言っておりますけれども、本当におかしな話だと思えますけども、しかしそれにしても、じゃあ今温室効果ガス、このCO₂などについて環境調査やるんですか。

少なくともそういうものを、大田区などの意見を聞いて万全を期してやるのかというような答弁ができるんでしょうか。私は改めて大田区の都市計画審議会でいろいろな意見を私も見ました。何度も我々の意見を挙げながらも、それがことごとく無視されていたということでは、もうこれは否決する以外にないという、多数の意思になったわけでありましてけれども、しかもそれを私は東京都の環境アセス条例を前提としたものだというふうに思いますよ。

今ここでやっている廃掃法をまた、今度は全体に終わった後、しかも何年後にやるかはっきりしないものが約束されたからといって、私はこれで大田区長はともかくとして、私はそういう答申をした大田区都市計画審議会に対しては、重大な齟齬があるというふうに思いますし、私はこれ撤回すべきだと思います。もし採択を行うんだったら反対したい

というふうに思います。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ごございませんようでしたら、日程第4、議第6911号東京都市計画ごみ処理場の案件につきまして、採決をいたしたいと存じます。

本案について、賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおりを決定をされました。

以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。

委員の皆様には、長時間、ご熱心にご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

なお、議事録には、私のほかに、波多野委員にもご署名をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分閉会

本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。